

# 令和5年度旅行商品造成及び催行支援事業助成金公募要領

## 1 キャンペーン趣旨

「しあわせな予感♥いわて冬旅キャンペーン」(以下、「キャンペーン」という。)は、本県がJR東日本の重点販売地域の指定を受け、令和6年1月から3月までの3か月間、冬季観光キャンペーンとして展開するもの。

コンセプトは、「ぬくもりがある、どこか懐かしい岩手」を感じる旅の提案。また、内陸地域の「温泉」や「スノーリゾート」、三陸沿岸の「冬の味覚」「絶景」など、各エリアの特色ある冬季観光コンテンツを商材として、内陸から県北・沿岸への周遊型観光や内陸地域の滞在型観光を提案する。

キャンペーン期間中は、岩手の自然・絶景、歴史・文化、食など岩手県の魅力をより深く楽しんでもらえるよう、主に首都圏からの誘客や県内周遊促進等に取り組んでいくとともに、キャンペーンの効果が最大限生かされるよう、市町村や観光関係事業者等と連携して、オールいわてで取組を進めていく。

## 2 事業目的

キャンペーン期間中に岩手県へ来訪する観光客の内陸から県北・沿岸への周遊促進や、内陸地域の滞在型観光の促進を目的に旅行商品造成及び催行の支援を実施するもの。

併せて、宿泊を伴う旅行商品のうち、県北・沿岸地域への宿泊を伴う旅行商品を加算要件にすることにより、県北・沿岸地域への誘客促進と消費拡大につなげていくもの。

## 3 事業内容

内陸地域の「温泉」や「スノーリゾート」、沿岸地域の「冬の味覚」、「絶景」など、各エリアの特色のある冬季観光コンテンツを含む内容の旅行商品の造成及び催行をし、内陸から県北・沿岸への周遊促進や内陸地域の滞在型観光の促進に繋がる企画に対して助成するものとする。

## 4 助成対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている事業者とする。

- ・ 旅行者(第1種、第2種、第3種、地域限定)
- ・ 旅行者代理業を営む者

## 5 助成要件

(1) 助成の対象となる旅行商品とは、次の要件を全て満たし、いわて観光キャンペーン推進協議会会長(以下「会長」という。)が承認した旅行商品とする。

ア 催行期間が令和6年1月1日(月)から令和6年3月31日(日)までの間であること。

イ 岩手県内の観光施設や観光スポットに立ち寄り、体験プログラムやアクティビティ、イベント等のコンテンツを含む企画を催行すること。

※ 中止になったものについては、助成の対象外とする。

ウ 旅行業法第2条第1項に定められている募集型企画旅行であり、パンフレットやチラシの配布又はホームページへの掲載等により参加者を募集すること。

エ 事務局が指定したアンケートを実施し、実績報告時に提出すること。

(2) 宿泊を伴う旅行商品のうち、県北・沿岸地域への宿泊を行程に取り入れた場合は、助成額の加算対象とする。

## 6 助成対象経費

助成対象経費は、旅行商品を造成及び催行に要する経費で次のとおりとする。

### (1) 旅行商品を造成に要する経費

#### ア パンフレット・チラシの製作に要する経費

当該旅行商品の販売促進のために製作するパンフレット等の企画デザイン、印刷等に要する経費とする。ただし、同一のパンフレット等に助成対象外の旅行商品が掲載されている場合は、掲載紙面における助成対象となる旅行商品の占める面積の割合で按分した額を助成対象経費とする。

#### イ 広告掲載に要する経費

新聞、雑誌等に掲載する広告製作、掲出に要する経費、WEB、SNSでの宣伝広告のために必要なデザイン、サイト運営等に要する経費とする。ただし、同一の広告に助成対象外の旅行商品が掲載されている場合は、掲載面における助成対象となる旅行商品の占める面積の割合で按分した額を助成対象経費とする。

### (2) 旅行商品の催行に要する経費

#### ア 岩手県内の周遊に要する経費

岩手県内を周遊するための移動に要する交通費。ただし、旅行参加者の岩手県外から岩手県内又は岩手県内から岩手県外までの交通費は対象としない。

#### イ アンケート調査の実施に要する経費

協議会が指定したアンケート調査を実施するにあたり、インセンティブ等に要する経費とする。

## 7 助成金

- (1) 助成額は、「5 助成要件 (1)」を全て満たす旅行商品の催行に要する経費のうち、6の助成対象経費の3分の2以内を助成する。ただし、旅行者1人当たりの上限額を5,000円とする。
- (2) 上記(1)に加え、県北・沿岸地域に宿泊する旅行商品を造成した場合は、旅行者1人当たりの上限額に5,000円を加算する。
- (3) 1事業者あたりの上限額は、造成・催行する商品数に関わらず50万円とする。
- (4) 助成額は、1千円未満を切り捨てる。

### 【助成額及び上限額】

区分	助成要件	助成率 (1商品あたり)	上限額 (1商品1人当たり)	上限額 (1事業者あたり)
基本額	(1) 全ての助成要件を満たす旅行商品	対象事業の3分の2以内	5,000円	500,000円
加算額	(2) 上記(1)に加え、県北・沿岸地域(※1)に最低1泊以上宿泊すること	対象事業の3分の2以内	5,000円 (※2)	

※1 県北・沿岸地域：久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、軽米町、一戸町、九戸村、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村

※2 加算額の上限：県北・沿岸地域に1泊以上宿泊する場合は、上限5,000円を加算となり、1商品1人当たり上限は10,000円とする。

(算定例) 岩手県内を周遊する2泊3日のツアーを実施する場合

① 旅行商品の造成又は催行に係る経費

		費用 (円)
旅行商品の造成に要する経費	パンフレット制作費	200,000
旅行商品の催行に要する経費	交通費 (県内周遊のためのバス代)	300,000
	アンケート調査費	100,000
合計		<u>600,000</u>

② 催行人数：30人

③ 助成額 (基本額)

- ・ 助成率：400,000円 (対象経費の3分の2)
- ・ 上限額：5,000円 (1商品1人あたり)
- ・ 助成額：150,000円 (送客人数が30人であるため、30人×5,000円/1人あたり上限額=150,000円)

※ 県北・沿岸地域に宿泊する場合 (加算額)

- ・ 助成率：400,000円 (対象経費の3分の2)
- ・ 上限額：10,000円 (1人商品1人あたり上限額に5,000円加算)
- ・ 助成額：300,000円 (送客人数が30人であるため、30人×10,000円/1人あたり上限額=300,000円)

## 8 事業期間

助成金交付決定の日から令和6年3月31日(日)まで

※ただし、宿泊を伴うものについては、3月30日(土)宿泊分まで

## 9 助成事業の決定

助成事業については、公募をし、申請内容を先着順に審査したうえで決定する。

## 10 公募について

(1) 公募期間

第1期 令和5年9月6日(水) ～ 令和5年10月4日(水)

第2期 令和5年11月1日(水) ～ 令和5年12月6日(水)

※ 助成額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募を締め切ります。

※ 予算額 第1期：3,000千円 第2期：1,000千円

(2) 申請方法

- ・ 必要書類を準備の上、事務局あてメール又は持参すること。
- ・ メールの場合は、PDF形式で提出すること。

(3) 申請書類

令和5年度旅行商品造成及び催行支援事業助成金交付要綱に規定された書類

ア 令和5年度旅行商品造成及び催行支援事業助成金交付申請書(様式第1号)

イ 事業実施計画書(様式第2号)

ウ 事業費積算書(様式第3号)

エ 2、3を補足する書類等

オ その他会長が必要と認める書類

## 11 提出先

住 所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

あて先：岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室 国内観光担当

M a i l：iwate-cp@pref.iwate.jp

## 12 問い合わせ

【受付時間】 午前9時から午後5時まで

※ 正午から午後1時までを除く

※ 土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く

【問合わせ先】 事務局 岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国内観光担当

電話：019-629-5574

F A X：019-623-2001

Mail：iwate-cp@pref.iwate.jp